

令和 6 年 6 月 28 日現在

機関番号：32641

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2023

課題番号：18K12663

研究課題名（和文）証拠開示制度の実効性を支える諸方策と当事者主義 - 米国諸法域の法制の比較研究 -

研究課題名（英文）Measures to Ensure Prosecutorial Disclosure of Evidence and Its Relation to the Adversarial System: A Comparison and Analysis of Practices and Approaches in Various U.S. Jurisdictions

研究代表者

三明 翔 (Miake, Sho)

中央大学・法学部・准教授

研究者番号：60635176

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 4,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、アメリカ合衆国の諸法域（連邦・州）の証拠開示に関わる法制の比較と分析を通じ、法の予定する証拠開示の遺漏なき実効的实施に必要な施策や運用、証拠開示と当事者主義の関係の理解に関し、示唆を得ようとしたものである。同国では、検察官は被告人に有利で重要な証拠を開示する合衆国憲法上の義務を負うと解されているが、これを実効的に担保するために行われている様々なアプローチの取組みを分析すると共に、一部の州で採用されているOpen-File Discoveryとよばれる広範な証拠開示義務を検察官に課す制度の可否を検討した。研究成果は、日本刑法学会のワークショップでの報告、複数の論文等として公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

証拠開示を検察官に法律等で義務づけても、それを現実に担保することは容易ではない。アメリカでは1963年より被告人に有利で重要な証拠の開示は憲法が要求すると解されている一方（Brady法理）、誤判の原因として証拠の開示が寄与していたと考えられる事件も数多く判明したことなどから、この問題に対し様々なアプローチの取組みがみられる。中には検察側が事件の捜査・訴追の過程で収集した証拠を原則全て開示することを義務づけた州もある。そうした取組みの有効性や、証拠開示と当事者主義の関係を分析したことは、同じく当事者主義を採用し、証拠開示制度を持つわが国にとって制度の点検や改革を行う上で示唆に富む。

研究成果の概要（英文）：By comparing the practices and measures related to criminal discovery in various U.S. jurisdictions (federal and state level), this research aims to gain insights into (1) how to ensure prosecutors fulfill their obligation to disclose evidence, and (2) the relationship between prosecutorial disclosure and the adversarial system. It analyzes various approaches at different levels to ensure that prosecutors fulfill their constitutional obligation to disclose material evidence favorable to the defense under Brady v. Maryland. It also examines the validity of the Open-File Discovery legislation adopted in some states, which obligates prosecutors to disclose an extensive range of evidence collected during the investigation and prosecution of the case. The findings were presented at a workshop of the Criminal Law Society of Japan and published in several papers.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：証拠開示 刑事訴訟法 当事者手技 検察官 アメリカ合衆国 デュープロセス 公正な裁判

## 1．研究開始当初の背景

公正で誤判のない刑事裁判の実現には、捜査機関・検察官が事件に関して収集した証拠を被告人側にも十分に活用させることが重要となる。わが国の刑訴法には長らく、検察官が証拠調べを請求する証拠以外の証拠に関して、検察官に開示を義務づける規定はなく、それらを含む証拠開示制度が整備されたのは平成 16 年の公判前整理手続（刑訴法 316 条の 2 以下）の導入においてであった。公判前整理手続の証拠開示は、検察官の保管する証拠を事前に一括で開示するものではなく、被告人側の主張明示を間に挟む段階的な証拠開示であったり、検察官請求証拠以外については、被告人側の具体的な開示請求を前提に開示の必要性和弊害の虞を個別具体的に衡量した相当性を開示の要件とするなど、開示に伴う弊害をできるだけ避けつつ、被告人の防御準備の充実と争点と証拠の整理に資する証拠は柔軟に開示する、という洗練された制度設計がなされた。制度導入から 10 年以上を経て公判前整理手続における証拠開示制度は定着をみたが、課題や検討を要する点がないわけではなかった。

まず、法の予定する証拠開示を遺漏なく実効的に実施するための運用や施策が課題となった。例えば、上記の通り、現行法では、被告人側の具体的な開示請求が前提とされているが、仮に被告人側が検察側の保管している証拠を想定できなかった場合は、開示請求ができずに開示につながらない虞が生ずる。これに対処するため、検察官保管証拠一覧表の交付制度が平成 28 年に導入されたが（刑訴法 316 条の 15 第 2 項参照）これはかかる関心の現れの一つといえた。また被告人側が開示請求をしても、請求にかかる証拠が検察官の下に集約されていなかったり、それらが適切に整理・分析され、検察官が開示の要件を正しく判断できる状態になっていなければ、開示に結びつかない虞がある。

さらに、証拠開示と当事者主義の関係をいかに理解すべきかに関してもあらためて検討を行う契機が生じていた。例えば、最決平 19・12・25 刑集 61 巻 9 号 890 頁は、検察官の保管証拠に含まれていない警察官保管のメモも検察官の開示義務が及びうることを認めたが、検察官が利用していない証拠を相手方である被告人のために入手した上で開示するというのは当事者主義からの乖離が大きいという批判もありうることであった。反対に、検察側と被告人側との証拠能力の格差を指摘し、これを是正し、当事者を対等・平等にするためには、検察側が捜査の過程で収集した証拠や資料を原則として全て被告人側に開示することが当事者主義の本来的前提だという考え方も根強く、現行の証拠開示制度の設計自体を疑問とする考え方も存在した。証拠開示に関し当事者主義を援用して正反対の結論が導かれることは従前よりあったが、当事者主義が証拠開示の文脈でいかなる要請を持つかは未だ解決されていない課題であることが窺われた。

## 2．研究の目的

上記 1 でみた背景と問題意識の下、

法の予定する証拠開示を遺漏なく実効的に実施するための運用や施策にはどのようなものがあり、どのようなものが適切と考えられるのか、

証拠開示の文脈において当事者主義はどのような要請を持つのか、

の 2 点を検討することは、現行の証拠開示制度の点検や改善、よりよい運用等を考える上で有益なものと考えられたため、本研究の目的とした。

### 3. 研究の方法

(1) 上記 ① のいずれに関しても、アメリカ合衆国の諸法域（連邦・州）における証拠開示に関わる法制等の比較や分析から示唆を得るという方法に依った。そのような方法に依ることにした理由は、次の点にある。

第 1 に、わが国の刑事手続に関する憲法の規定と訴訟構造は英米法、特にアメリカ法の影響を強く受けていることである。

第 2 に、合衆国では、検察官の証拠開示に関わる義務が、法律のみならず、憲法、訴訟規則、裁判所の local rule、倫理規則、検察組織の内部規則等から重畳的に構成されていることである。このような構造が存在することは、証拠開示に関する法の要求の序列、目的・手段の関係を理解する際に助けになると考えられた。

第 3 に、合衆国では、1963 年の *Brady v. Maryland*, 373 U.S. 83 (1963) を出発点として、現在では、裁判結果に影響を及ぼす合理的蓋然性があるという意味で、被告人に有利で重要な (material) 証拠については、検察官は開示する合衆国憲法デュープロセス条項上の義務があるという理解が確立している (See e.g., *Kyles v. Whitley*, 514 U.S. 419, 434 (1995)). なお、筆者は本研究に先立つ研究で、わが国の検察官も憲法 31 条の要求として、同内容の開示義務を負うと論じている。三明翔「被告人に有利な証拠の開示に関する憲法三一条の要求 プレイディ法理と合衆国の議論に基づく検討」法学新報 123 巻 9・10 号 (2017 年) 159 頁参照。これは Brady 法理とよばれるが、近年、Brady 法理に基づく証拠開示が種々の理由から現実には実施されていないことが疑われるようになり、Brady 法理に基づく開示を実効的に担保するために様々な施策・取組みが行われていることが窺われた。これらの調査・分析は、特に上記 ① の検討に資すると考えられた。

第 4 に、連邦の制度だけではなく、州の制度も検討の対象に含めたのは、証拠開示に関する州の「実験」も比較分析の対象とすべきと考えたからである。合衆国では、一部の州が「実験室」となって先駆的な制度を実験し、その成功をみた他州がそれに続くことで社会が発展する点に連邦制の強みがあると説かれることがあり、証拠開示に関しても同様の先駆的取り組みがあるのではないかと考えた。特に、この観点から注目されたのは、Open-File Discovery (以下「OFD」という) とよばれる、検察側が事件に関連して収集した証拠を全面的に開示する制度であり、この制度の分析は上記 ① の検討に資すると考えられた。

第 5 に、アメリカ合衆国では、DNA 型鑑定によるものをはじめとして、1990 年頃から数多くの誤判が判明し、また誤判の原因として、少なくない割合で証拠の不開示が寄与していたことがわかり、証拠開示に関わるものを含め、刑事手続の見直し・刷新の機運が高まっていたことである。

(2) 証拠開示に関わる法制等の比較・分析をする具体的な方法としては、基本的には文献調査に依ったが、現地で実務家（連邦判事、元検事、州裁判官、州 DA など）やロースクールの教員から、証拠開示や合衆国の刑事手続一般に関して意見聴取をしたり、州検察官事務所や、誤判の救済を目指すイノセンス・プロジェクトとよばれる活動を見学することなどもした。

#### 4. 研究成果

(1) 合衆国では、Brady 法理に基づく証拠開示の担保を目的とした、あるいは、その効果を持つと思われる取組みとして、様々なレベル、アプローチのものが存在することが明らかになった。例えば、倫理規則に基づく義務として被告人に有利な証拠や資料の適時の開示を検察官に義務づけようとするもの、Brady 法理違反を犯した検察組織に対して不法行為責任を追及しようとするもの、連邦司法省が連邦検察官に対して行った、服務義務として証拠開示義務を課すもの（Brady 法理の下でよりも緩やかに開示を行うことが求められる）、開示対象となりうる情報の集約・評価・開示・開示記録作成の各段階で連邦検察官がとるべき措置や注意点を示した詳細なガイドラインの作成、証拠開示コーディネーター制度の導入、開示義務と実務に関する包括的手引きの作成・配布、証拠開示に関する定期的な研修等である。また、被告人に有利な証拠の開示に関する刑事訴訟規則改正や法律制定に取り組みながらも長らく成功しなかった連邦法域において、2020年に成立した Due Process Protections Act（デュー・プロセス保護法、P Pub. L. No. 116-182, 134 Stat. 894 (2020)）に関しても先駆けて紹介・分析を行った。州での先駆的な取組みとしては、前述の OFD を検察官に手続法上義務づけるというもののほか、虚偽の捜査報告書を作成したことがあるなど、検察側証人となった場合に弾劾証拠の開示が必要となりうる法執行官等の情報を集めた Brady list の作成・運用や、証拠開示義務違反を含む検察官の法的あるいは倫理規則上の義務違反を調査する専門委員会を立ち上げるといったものがみられた。こうした様々な取組みからは、手続の早い段階から検察官に対し、捜査機関と連携し、証拠の収集からその管理、集約、評価、開示に至るまで、開示漏れの防止を意識させる仕組みと、実際に開示義務違反があった場合は制裁が実際に加えられる仕組みを設けることが肝要であることが窺われ、この点はわが国の証拠開示制度においても参考すべきものと考えられた。

(2) 証拠開示と当事者主義の関係に関しては、一部の州で採用されている OFD を支える論拠の妥当性を検討する中で分析を行った。OFD を支える論拠として主張される見解の根底には、当事者主義の下では当事者は対等である以上、証拠収集能力も本来は対等であるべきで、証拠の収集能力の較差を埋め合わせるために OFD が本来的に要求されるという考えがありうるが、それは妥当ではないことを大要次のように論じた。即ち、社会を代理する検察官と、社会の一員である被告人が、科刑の根拠を巡って論争・意思疎通をするのが当事者（論争）主義の刑事裁判だと考えると、両者は対等であり、証拠調べや弁論手続など両者が対等の手続的権利を与えられるべきことが少なくないことは確かである。だが、訴追者として、捜査の端緒を得て間がない情報に乏しい状態から最終的に公判で合理的疑いを容れない程度まで被告人の具体的犯行を主張・立証しなければならない検察側と、検察側の最終的な主張・立証を示され、それに対し自己の防御を十全に展開し、合理的疑いを差し挟めば足りる被告人側とでは、収集を要する証拠の少なくとも「幅広さ」には違いがあり、両者が全く同等の証拠収集能力を有することや同一の証拠や資料を手手に公判に臨むことが当事者主義の本来的要求であるとはいえない。したがって OFD が当事者主義の本来的要求ということはできない。また、当事者主義の下で被告人側に保障すべき証拠収集能力の程度は、検察側の証拠収集能力から相対的決まるべきものでないことについても論じた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 三明翔	4. 巻 129
2. 論文標題 合衆国におけるBrady法理に基づく証拠開示の実効性確保に関わる近年の動向	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学新法	6. 最初と最後の頁 273, 298
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 三明翔	4. 巻 52
2. 論文標題 Wearry v. Cain, 136 S.Ct. 1002 (2016)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 比較法雑誌	6. 最初と最後の頁 243, 254
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 三明翔	4. 巻 24
2. 論文標題 合衆国における証拠開示に関わる州の取組み— ノースカロライナ州のOpen-File Discoveryを中心に	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 駒澤法学	6. 最初と最後の頁 43, 80（予定）
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 三明翔
2. 発表標題 アメリカ合衆国の証拠開示制度の近年の動向 憲法上要求される証拠開示とその担保という観点から—
3. 学会等名 刑法学会第99回大会 ワークショップ8. 証拠開示の到達点と課題（2021年5月30日）（招待講演）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------